

医療 DX 推進体制整備加算について

- ① 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診察を実施しています。
- ② マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③ 電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取組みを実施しています。

(注) 電子カルテ情報共有サービスは
令和 7 年 9 月 30 日まで経過措置あり。